

旭川医科大学医療廃棄物取扱要項の一部を改正する要項を次のように定める。

(令和5年4月18日学長裁定)

旭川医科大学医療廃棄物取扱要項の一部を改正する要項

旭川医科大学医療廃棄物取扱要項（平成16年4月1日学長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後					現行				
(略)					(略)				
(管理主任者の指定)					(管理主任者の指定)				
第2 規程第7条第2項に基づく管理主任者の指定は、別表第一のとおりとする。					第2 規程第7条第2項に基づく管理主任者の指定は、別表第一のとおりとする。				
(略)					(略)				
附 則									
<u>この要項は、令和5年4月18日から実施し、改正後の別表第一は令和5年4月1日から適用する。</u>									
別表第一（第2関係）					別表第一（第2関係）				
部局名	No.	部署名	管理主任者として指定する職名	備考	部局名	No.	部署名	管理主任者として指定する職名	備考
医学部	1	講座	当該講座の長		医学部	1	講座	当該講座の長	
	2	学科目	指定する当該学科目の長			2	学科目	指定する当該学科目の長	
	3	<u>研究技術支援センター</u>	センター長			3	<u>教育研究推進センター</u>	センター長	
	4	保健管理センター	センター長			4	保健管理センター	センター長	
病院	5	病棟	当該病棟医長		病院	5	病棟	当該病棟医長	

			(小児外科病棟 にあつては副病 棟長)				(小児外科病棟 にあつては副病 棟長)		
	6	外来診療棟	当該外来医長			6	外来診療棟	当該外来医長	
	7	臨床検査・輸血部	副部長（技師 長）			7	臨床検査・輸血部	副部長（技師 長）	
	8	手術部	部長			8	手術部	部長	
	9	放射線部	技師長			9	放射線部	技師長	
	10	材料部	副部長			10	材料部	副部長	
	11	病理部	部長			11	病理部	部長	
	12	救命救急センター	副センター長			12	救命救急センター	副センター長	
	13	集中治療部	副部長			13	集中治療部	副部長	
	14	薬剤部	副部長			14	薬剤部	副部長	
	15	看護部	副部長 (業務担当)			15	看護部	副部長 (業務担当)	
共通	16		会計課長		共通	16		会計課長	
(略)					(略)				
【改正理由】 大学の組織改組により，所要の改正を行う。									